

低未利用土地等確認書の交付申請に必要な書類

	提出書類等
譲渡前の利用についての確認 (低未利用土地等であったことの確認)	(1)別記様式①-1「低未利用土地等確認申請書」
	(2)位置図(縮尺1/25,000程度)
	(3)付近見取図(縮尺1/2,500程度)
	(4)譲渡(有効利用)前の現地写真(2方向以上) ※撮影日を記載すること
	(5)字図
	(6)売買契約書の写し
	(7)以下のいずれかの書類 (※1) (i) 大分市住み替え情報バンクへの登録が確認できる書類 (ii) 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告 (iii) 電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類 (※2) (iv) 【(i)~(iii)の書類を提出できない場合】 別記様式①-2「低未利用土地等の譲渡前の利用について」 ※(iv)での確認を求める場合は、(4)の現地写真は必ず必要
譲渡後の利用についての確認 (有効利用であることの確認)	(8)譲渡(有効利用)後の現地写真(2方向以上) ※撮影日を記載すること ※譲渡後の写真にて「有効利用」の確認ができない場合(住宅建設予定だが、建築未の場合など)については、別途根拠資料。 例えば、リフォームの計画書、予定建築物の図面、開発行為の許可書及び図面、宅地造成行為の許可書及び図面など。 建築物等の「有効利用」後の写真が用意できない場合は、事前に担当課までご相談ください。
	(9)以下のいずれかの書類 (i) 【宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合】 別記様式②-1「低未利用土地等の譲渡後の利用について」 (ii) 【宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合】 別記様式②-2「低未利用土地等の譲渡後の利用について」 (iii) 【(i)~(ii)の書類を提出できない場合】 別記様式③ 「低未利用土地等の譲渡後の利用について」
その他の要件の確認等	(10)申請のあった土地等に係る登記事項証明書
	(11)委任状(当事者が申請をせず、代理人が申請をする場合)

(※1) 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法(昭和27年法第229号)第30条に基づく年に一度の農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること(現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比べて著しく劣っていると認められること)が確認されていることによっても、確認可能。

(※2) 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等